

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【公表番号】特表2017-536917(P2017-536917A)

【公表日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-048

【出願番号】特願2017-530310(P2017-530310)

【国際特許分類】

A 6 1 B 8/12 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 B 1/313 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B	8/12	
A 6 1 B	1/00	5 2 6
A 6 1 B	1/313	5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月14日(2018.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ステントの拡張のためのバルーン組立体及び撮像デバイスを含むカテーテルであって、前記カテーテルは、患者の血管の内腔内の前記ステントの留置部位における撮像データを受信するべく血管内で使用するためのサイズ及び形状に作られている、カテーテルと、

命令を記憶するための非一時的コンピュータ可読媒体と、

前記非一時的コンピュータ可読媒体と通信する処理デバイスと

を備える、医療診断及び治療システムであって、前記処理デバイスは、

前記血管の内腔内の前記ステントの前記留置部位にある前記カテーテル上の前記撮像デバイスから撮像データを受信すること、及び

前記留置部位における前記ステントの留置に基づいて再狭窄確率値を推定することであって、前記留置部位は前記血管の病変の位置に対応する、推定すること、

を含む動作を遂行するための前記命令を実行する、医療診断及び治療システム。

【請求項2】

前記処理デバイスと通信するディスプレイを更に備え、前記動作が、前記医療診断及び治療システムの操作者に対して前記再狭窄確率値を視覚化するための情報を前記ディスプレイに送信することを更に含む、請求項1に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項3】

前記動作は、前記再狭窄確率値が閾値を超えると、聴覚的告知を発することを更に含む、請求項1に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項4】

前記動作が、前記撮像デバイスによって得られた前記撮像データに基づいて前記ステントが展開不足であると決定されると、インターベンション推奨を送信することを更に含む、請求項2に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項5】

前記動作が、前記カテーテル上の非撮像センサから非撮像データを受信することを更に

含み、推定された前記再狭窄確率値が、前記非撮像センサからの前記非撮像データに更に基づく、請求項1に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項6】

前記非撮像データが圧力又は流量測定値である、請求項5に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項7】

前記撮像デバイスが、IVUS、IVPA、OCT、及び熱撮像センサのうちの少なくとも1つを備える、請求項1に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項8】

前記再狭窄確率値が、
前記留置部位における組織の種類、
前記留置部位におけるプラークの存在、
前記ステントの種類、
前記血管内における前記ステントの位置、及び
前記病変に係る前記留置部位における前記血管の断面積、
のうちの少なくとも1つに基づく、請求項1に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項9】

前記カテーテルが少なくとも非撮像センサを備え、前記再狭窄確率値が前記非撮像センサからの非撮像データに更に基づく、請求項1に記載の医療診断及び治療システム。

【請求項10】

前記非撮像センサが圧力センサ及び流量センサの少なくとも一方であり、前記再狭窄確率値が圧力測定値及び流量測定値の少なくとも一方に基づく、請求項9に記載の医療診断及び治療システム。